平成２９年（フ）第２９４号
和歌山市六十谷744番地12、前住所和歌山市直川779番地９
債務者　紀井　　博
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　利彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第６号
和歌山市延時130番地　３号棟２階88、前住所和歌山市船所50番地５　すみれマンションⅢ33号
債務者　紀井すみ子
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　利彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９０号
静岡市葵区大岩本町11番14号　プランドール森102号、旧住所静岡市葵区大岩２丁目17番４号
債務者　大畑　和子
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関谷　綾子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４２号
長野市南高田２丁目８番地16　ディアスタカ101号
債務者　髙本　敏朗
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　和彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６５号
愛知県豊田市四郷町山畑61番地　杉浦ハイツ103号
債務者　近藤さつき
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加計　奈美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
鹿児島県阿久根市脇本7926―５、住民票上の住所鹿児島県阿久根市脇本7942番地２
債務者　**德**留　光徳
１　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　喜之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第２９０号
北海道江別市新栄台18番地の３
債務者　吉田　貴宏
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南　　知里
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８７号
相模原市緑区下九沢1581番地３　ヒロキハイツⅡ101
債務者　新井　亜由
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白澤　章子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２２６号
名古屋市西区上小田井２丁目280番地　シャルムメゾンＢ101号、従前の住所愛知県一宮市音羽１丁目９番12―401号（クリーンエール音羽）
債務者　安藤　哲也
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　達志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後３時
５　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２号
三重県伊勢市小俣町宮前633番地２　メゾン宮前Ａ　202号室
債務者　前田　勝久
１　決定年月日時　平成30年３月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第７号
山口県下松市大字笠戸島1176番地
債務者　長浦千恵子
１　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第１０号
佐賀県唐津市鎮西町打上3280番地４
債務者　坂本　和久
１　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１６６号
富山県滑川市柴159番地33
債務者　秋葉　貴裕
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７号
千葉県松戸市小金原５丁目20番地の２　ビックベアー５―201号
債務者　古谷登希子
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1784番地の10新垣ビル201
債務者　砂川　泰勇
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1784番地の10新垣ビル201
債務者　砂川ハツエ
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部